

## 2 分掌事務（本庁及び出先機関）

区分	課名	分掌事務
本	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員会内及び他の部局等との連絡調整に関する事項、委員会の予算及び決算の総括に関する事項、委員会の所掌事務で他のセンター及び課の主管に属しない事務に関する事項</li> <li>(2) 委員会の会議に関する事項</li> <li>(3) 秘書及び渉外に関する事項</li> <li>(4) 儀式及び表彰に関する事項</li> <li>(5) 公告式及び公印に関する事項</li> <li>(6) 文書及び規則等に関する事項</li> <li>(7) 請願及び陳情に関する事項</li> <li>(8) 職員（県費負担教職員を除く。以下同じ。）の任免、職務、給与、研修（幼稚園の教職員に係るものを除く。）及び福利厚生に関する事項</li> <li>(9) 職員団体に関する事項</li> <li>(10) 教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項</li> <li>(11) 教育に関する調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関する事項</li> <li>(12) 学校の設置及び廃止に関する事項</li> <li>(13) 学校の予算、経理及び物品管理に関する事項</li> <li>(14) 教育行政の相談に関する事項</li> <li>(15) 富山市通学区区域審議会に関する事項</li> <li>(16) 教育行政センターとの連絡に関する事項</li> <li>(17) 富山外国語専門学校及び富山ガラス造形研究所との連絡に関する事項</li> <li>(18) その他各課の所管に属しない事務に関する事項</li> </ul>
	学校再編推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校再編に関する事項</li> <li>(2) 学校再編に係る学校施設の整備計画及び建設に関する事項</li> <li>(3) 学校再編に係る学校の用に供する教育財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項</li> <li>(4) 学校再編に伴う事務の調整に関する事項</li> </ul>
	学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校施設の整備計画及び建設に関する事項</li> <li>(2) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項</li> </ul>
	庁	学校教育課
学校保健課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健指導に関する事項</li> <li>(2) 学校給食に関する事項</li> <li>(3) 学校給食センターとの連絡に関する事項</li> <li>(4) 公益財団法人富山市学校給食会との連絡に関する事項</li> </ul>

区分	課 名	分 掌 事 務
本 庁	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の総合企画に関する事項</li> <li>(2) 生涯学習の普及及び推進に関する事項</li> <li>(3) 社会教育関係団体に関する事項</li> <li>(4) 社会教育指導者の研修に関する事項</li> <li>(5) 文化財（埋蔵文化財及び史跡を除く。）の保護に関する事項</li> <li>(6) 社会教育施設の整備計画及び建設に関する事項</li> <li>(7) 公民館活動の支援に関する事項</li> <li>(8) 公民館類似施設の建設助成に関する事項</li> <li>(9) 社会教育委員会議に関する事項</li> <li>(10) 富山市公民館運営審議会に関する事項</li> <li>(11) 富山市文化財調査審議会に関する事項</li> <li>(12) 浮田家、森家及び馬場家に関する事項</li> <li>(13) 民俗民芸村管理センター、埋蔵文化財センター、公民館、市民学習センター、図書館、科学博物館、郷土博物館、民俗民芸村の教育機関及びガラス美術館との連絡に関する事項</li> </ul>
出 先 機 関	教育行政センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の予算、経理及び物品管理に関する事項</li> <li>(2) 教育行政の相談に関する事項</li> <li>(3) 学校施設の整備計画及び建設に関する事項</li> <li>(4) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項</li> <li>(5) 生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事項</li> <li>(6) 学校の保健指導に関する事項</li> <li>(7) 学校給食に関する事項</li> <li>(8) 学校との連絡に関する事項</li> <li>(9) 生涯学習の普及及び推進に関する事項</li> <li>(10) 社会教育関係団体に関する事項</li> <li>(11) 文化財（埋蔵文化財センター所管に係るものを除く。）の保護管理に関する事項</li> <li>(12) 社会教育施設の整備計画及び建設に関する事項</li> <li>(13) 公民館活動の支援に関する事項</li> <li>(14) 公民館、大山歴史民俗資料館、八尾化石資料館及び猪谷関所館との連絡に関する事項</li> </ul>
	民俗民芸村管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 呉羽山の自然景観と調和した歴史、民俗、民芸及び美術に関する新たな文化環境を創造するために必要な事項</li> <li>(2) 民俗民芸村に置かれる教育機関の予算その他庶務に関する事項</li> <li>(3) 茶室円山庵及びとやま土人形工房に関する事項</li> <li>(4) 富山市民俗民芸村運営協議会に関する事項</li> </ul>
	埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事項</li> <li>(2) 埋蔵文化財の保存及び知識の普及に関する事項</li> <li>(3) 史跡の保護及び活用に関する事項</li> <li>(4) 北代縄文広場及び婦中安田城跡歴史の広場に関する事項</li> </ul>